

# 沼津市移住体験ツアー開催業務委託 公募仕様書

本仕様書は、沼津市が「沼津市移住体験ツアー開催業務委託（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するに当たり、必要とする基本的事項について定めるものである。

## 1 業務委託名

沼津市移住体験ツアー開催業務委託

## 2 業務目的・概要

地方移住を希望する首都圏等の 40 歳代までの若者夫婦（子育て家庭を除く。以下同じ。）を沼津に招き、「ぬまづ暮らし」の魅力を伝えることで、本市への移住促進を図るために実施するものである。

## 3 業務内容

### (1) 移住体験ツアーの開催

#### ① 内容

ア 市外の移住希望者のうち、特に地方移住を希望する首都圏の若者夫婦など、まだ移住に対して具体的なイメージを持たない人を対象に、移住の実現までに踏むプロセスを実体験できるツアーを実施する。

ツアーの行程においては、本市の移住促進動画の視聴や先輩移住者との交流会における移住体験談などを通じて、移住希望者に本市への移住について具体的なイメージを描かせ、本市への移住の機運を高めるとともに、仕事や住まい探しのどのように進めればよいかを体験させることで、ツアー参加後に参加者が移住に向けて自発的に動けるようなヒントを掴んでもらうことを狙いとする。

イ 回数 2回以上（日帰り）

ウ 実施時期 夏季及び秋季

エ ターゲットは、市外在住の移住希望者（若者夫婦）とする。

#### ② ツアー 共通事項

ア 参加者の募集、申込の受付、旅行契約の締結、参加者負担金の徴収を行うこと。

イ ツアー行程に係る企画・調整・手配・運営を行うこと。

ウ 沼津駅等の最寄駅から離れた場所への移動等により運送サービスを提供する場合は、旅行業法に反しない方式で実施すること。

### (2) 効果的な募集方法の提案及び実施

募集に当たっては、本市の移住促進動画を活用するとともに、集客に効果があると思われる募集方法を提案し、実施すること。なお、募集ちらしを作成する場合には、作成部数及び配布先を提案し、A4 版カラーで必要部数を作成すること。

### (3) アンケート調査の実施

ツアー開催中の参加者からのツアーの感想、本市への移住定住に関する意見及び移住支援施策のニーズ等についての調査を行うこと。

#### 4 履行期間

契約締結日から令和元年 12 月 27 日（金）まで

#### 5 委託価格（契約上限額）

2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

消費税及び地方消費税は、10%を見込むこと。

- (1) 参加料を徴収する場合は、ツアー開催に係る費用から、参加料を除いた額が委託価格以下となるようにすること。
- (2) 委託価格分の業務と参加料分の業務を明確にすること。

#### 6 成果品等

- (1) ツアー開催中の参加者からのツアーの感想、本市への移住定住に関する意見及び移住支援施策のニーズ等についての調査の結果
- (2) 当該委託業務において撮影した写真データを DVD-ROM 等で 1 部
- (3) 「3 業務内容」にて作成した募集に関する資料（チラシ等）

#### 7 安全管理

- (1) ツアーの開催に当たり、委託者及び受託者は本業務に係る参加者間の私的トラブルについて一切の責任を負わない旨を、参加者に十分に周知すること。
- (2) 参加者と受託者との間、又は参加者同士のトラブル防止のために必要な措置を講ずること。
- (3) 事故等の場合に備え、保険に加入すること。
- (4) ツアー当日は、受付の際に参加者の本人確認を行うこと。

#### 8 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に沼津市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

#### 9 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務に遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施に当たり、個人情報を取扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 38 号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、沼津市及び受託者が協議のうえ定めるものとする。